



「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」への意見

2023年12月4日

公益社団法人 経済同友会

代表幹事 新浪 剛史

経済安全保障委員会 委員長 小柴 満信

同 委員長 柴田 英利

はじめに

昨年5月、経済安全保障推進法（以下「推進法」）が成立した。これは既存の法律では対応できない地政学的リスクに対して「経済活動への影響を最小化するために平時から備える」目的で世界に先駆けて制定されたもので、各国から高い関心を得ている。本年10月31日には、推進法に基づいた具体的な実行計画の一つとして経済産業省から「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン¹」が公表された。

これは、経済安全保障の実際の担い手となる民間企業との意見交換（官民の戦略的対話）の頻度を上げ、実効性を高めるための「ゼロ次案」であり、今後の追記、改定を前提としたものである。経済安全保障上の脅威は千差万別で、時々刻々と変化する。新しい脅威への素早い対応には官民の連携と対話が不可欠であり、そのたたき台として本プランを作成・公表したことを評価する。

経済同友会では、本年5月に提言「"Politics meets Technologies."の時代を生き抜く国と企業の戦略」を公表したが、同提言の趣旨を踏まえ、経産省のアクションプランに対する意見を、以下の通り取りまとめた。

本意見では、主に同アクションプランの「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化（基本的考え方）」で掲げられた「2. 経済安全保障推進法の成立」、「3. 産業・技術基盤強化アクションプランの策定（有識者会議）」、「4. 各省連携/産業対話」について言及する。

1. 経済安全保障推進法の成立

●先端技術への戦略的かつ継続的支援を

推進法の4つの柱のうち、「①サプライチェーン強靱化」、「②経済安全保障重要技術育成プログラム」の迅速かつ大胆な実行を高く評価する。特に、従来の産業政策と異なり、半導体やコンピューテーションなどの先端技術に対して、まずは政府が一步前に出て主導するという強い意志に共鳴する。世界各国がパワーゲームを繰り広げる中で、社会変革の源泉となるコンピ

¹ https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/231031actionplan.pdf

ューテーション能力の国際連携による構築²および最先端計算資源の民間への供給³は、わが国の経済成長、国力強化、安全保障に大きく貢献する。一度立ち遅れると取り返しがつかないことから、先端技術に対する戦略的かつ継続的な支援を揺るぎのないものとしていただきたい。

2. 産業・技術基盤強化アクションプラン

取り組むべき政策領域を「産業支援策 (Promote)」、「産業防衛策 (Protect)」、「国際枠組みの構築 (Partner)」の「3 つの P」というメッセージにした点は、大変わかりやすい。各施策について、以下の点がさらに重要と考える。

●Promote：技術基盤と技術インテリジェンスの強化と、環境整備を

技術優位の確保として、コンピューティング、グリーンテック、バイオ等が挙げられている。特にバイオ領域は、経済安全保障（エネルギー自給率含む）、コンピューテーション、カーボンニュートラル、完全循環社会を結びつける極めて重要な技術である。「バイオモノづくり」という視点にとどまらず、複合的社会課題の解決手段としての考え方が重要である。

推進法およびGX推進法のもと、技術基盤強化政策は充実しているが、経済安全保障の柱の1つである戦略的自立性を確保するためには「エネルギー自給率」「デジタル自給率⁴」の向上が必須である。具体的な目標を設定し、達成に向けてコンピューティング（量子技術を含む）、グリーンテック、バイオの活用方法を検討することが重要である。同時に、技術基盤強化は長期的戦略のもとで一貫して行われるべきであり、推進法でも言及されている省庁横断型シンクタンクをできるだけ早期に設立し、国の経済安全保障を中心に置いた「技術インテリジェンス」を磨くことも必須である。

加えて、サプライチェーン強靱化のためには、投資支援だけでなく、需要喚起策や税制改正など企業が投資回収しやすい環境整備を期待する。また、科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に加えて、経済安全保障と先端技術の商用化を同時に達成する新しい機構（Funding Agency）の設立も有効と考える。

●Protect：Small yard, high fence の原則のもと、日本企業が不利にならない仕組みづくりを

産業防衛策は「国家・国民の安全を経済面から確保する」という推進法の原点に基づくべきである（Small yard, high fence の原則）。貿易管理にお

² Rapidus は米国 IBM、ベルギーimec（Interuniversity Microelectronics Centre）と提携して、最先端 2nm 半導体製造を目指す。

³ 例：産業技術総合研究所が量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センターを設立、民間にも開放していく（2023年7月27日）

⁴ メール、SNS などのデジタルプラットフォームの多くは海外企業のもの。

いては、グレーゾーンを明確にすることで民間企業が過度に保守的になることや、企業戦略の選択肢を狭めることを防ぐメリットがある。この点においても「官民の戦略的対話」を頻繁かつ丁寧に行うべきである。デリスキングを進めた結果、グローバル市場において同志国の競合企業が優位となり、一方で日本企業が不利な立場にならないよう、政府には同盟国・同志国との国際交渉をしたたかに進めていただきたい。

●Partner：国際枠組みの構築と国際連携による経済的威圧への対抗

政府による資源外交⁵は、民間の力が及ばない国際枠組み構築の重要施策である。また、非友好国からの経済的威圧には民間努力のみでは対応できない。同盟国・同志国と連携した対応が不可欠であり、政府には国際社会との緊密な連携を求める。

3. 各省連携/産業対話

●推進法の拡大解釈防止のための省庁連携

官僚は優秀なテクノクラート集団であるべきで、結果的に省庁が縦割りとなるのは自明の理と言える。経済安全保障の推進において、国家安全保障局が中心となった各省連携を構築する体制は合理的と考える。一方で、推進法の実施段階において所管省庁での推進法の拡大解釈が起きないように、「Small yard, high fences の原則」に則った支援と規制のあり方となっているか、常に俯瞰し、見直しに取り組むべきである。頻繁な制度変更は予見性を低下させる懸念はあるが、過度な規制範囲の拡大は企業活動を縛り、経済成長を阻害し得る。

終わりに

戦略的自立性、戦略的不可欠性に加えて、「官民の戦略対話」が経済安全保障上の第 3 の柱となる。本アクションプランをたたき台として官民対話、産業対話の促進に寄与することを強く望む。各業界との対話に加えて、産業横断型の民間経済団体との対話も頻度を高めていただきたい。

以 上

⁵ 本年、西村経済産業大臣が貴重鉱物資源の確保のために東アフリカ諸国、オーストラリア、カナダなどを歴訪。